

韓国の「教育の情報化」をめぐる政策及び先行研究の動向

鄭, 修娟

九州大学 : 大学院修士課程修了

<https://doi.org/10.15017/1807610>

出版情報 : 教育経営学研究紀要. 19, pp.103-111, 2017-03-27. 九州大学大学院人間環境学府(教育学部門)教育経営学研究室/教育法制論研究室

バージョン :

権利関係 :



韓国の「教育の情報化」をめぐる政策及び先行研究の動向

鄭 修娟

(九州大学／大学院修士課程修了)

- I はじめに
- II 時期別にみる政策の流れ
- III 先行研究の動向
- IV おわりに

I はじめに

本稿は、韓国の「教育の情報化」をめぐる先行研究の動向を検討し、その成果と課題を考察するものである。特に、「教育の情報化」に関する主な政策の流れと研究の動向を比較することにより、その変遷過程を明らかにすることを目的とする。

周知のように、韓国における「教育の情報化」は、1990年代を基点に学校教育を中心とする「公教育の質」の向上を目指し、「学校に情報通信技術を導入し活用する教育活動(Information and Communications Technology in Education)」、つまり「ICT教育」の意味を持つ政策概念として本格的に推進され、おおむねその成果が認められてきた⁽¹⁾。

しかし、2011年、当時の教育科学技術部(日本の文部科学省に当たる。現在、教育部)による「スマート教育の推進戦略(2011～2015)」につれ、物理的空間に制約を受けない「非公式的な学習環境(例：SNS)」が注目されるようになり、教育課程の運営に関しても、生徒の「教科選択権」及び「学習権」を重視する方向性に転換し、主な推進課題として e-Learning(オンライン授業)が取り上げられた。

その具体的な推進内容は次の通りである。

年度	推進内容
2011	「スマート教育推進戦略のための実行計画」を樹立
2012	「2012年スマート教育の推進計画」を通報
	「2012年スマート教育の推進実行計画(案)」を樹立
	オンライン授業の活性化のための制度

	分析及び政策研究
	2012年度オンライン授業運営のガイドラインを開発・研究
	「2012年度高等学校における未開設選択教科のオンライン授業の示範運営・支援」を推進 (韓国教育開発院)
	「2012年度オンライン授業における示範運営の現況分析及び活性化方案の研究」
2013	「生活記録簿の作成及び管理指針」の改訂を通じたオンライン授業の成績処理の根拠を備える
	「2013年中学校・高等学校におけるオンライン授業運営・支援事業」を推進 (サイバー学習を通じた教育庁別の中学校におけるオンライン授業運営の支援)
	オンライン授業活用の根拠を備えるための「初等・中等教育法施行令」を改訂
2014	オンライン授業運営に関する市・道教育庁レベルの共通指針(案)の準備
	「2014年初等・中等 e-Learning の活性化(オンライン授業の内実化)事業」を推進
2015	「2014年初等・中等 e-Learning の活性化(オンライン授業の内実化)事業」を推進(下半期 中学校を対象とする運営を含む)

(韓国教育学術情報院、教育情報化白書、2015年、p.123、表1-21「オンライン授業の推進経過(2011～2015)」を基に翻訳・作成)

2014 年 7 月、教育部はこの「スマート教育」の推進に加え、他の政府機関である未来創造科学部、産業通商資源部、文化体育観光部とともに「幸福教育及び創造経済時代を導く創意的人材の育成」のための共同報告会を開催し、公教育を一つ的手段とする「ソフトウェア学習」の実現を打ち出した。また、それとともに、学習内容に対する「コンピューティング思考力」及び情報化社会における「基本素養の育成」を求めつつ、小中学校における「ソフトウェア教育(小学校の「実科」及び中学校の「情報」科目)」を「必須化」する方針を示し、「2015 改訂教育課程」を告示(2015 年 9 月 23 日)した。

その主な内容としては、小学校におけるソフトウェア基礎教育を 17 時間以上実施する(2017 年度から低学年を中心に順次実施)、中学校における「情報」科目を 34 時間以上履修するように必須化する(2018 年度から低学年を中心に順次実施)などである。特に、高等学校の場合、「進路教育」の一環として、既存の「情報」科目が「数学や科

学などの他分野における問題解決」のための「情報科学」として新しく変化する(2018 年から低学年を中心に順次実施)ようになった。

さらに、このような動きは、初等・中等教育の段階にとどまらず、「ソフトウェア中心社会のための人材育成」を目標に、「グローバル競争力を持つソフトウェア専門家の養成」及び「多岐にわたる学問領域の知識とソフトウェア素養を持つ総合的人材の育成」のための「大学教育の革新」にまでつながっている状況である。

II 時期別にみる政策の流れ

本章では、韓国教育学術情報院(Korea Education and Research Information、以下、KERIS と同意)⁽²⁾が発行する「教育情報化白書(2015)」に基づき、政策の変遷過程を検討する。

KERIS は、韓国における「教育の情報化」政策の発展過程を 5 段階に区分しており、各時期別による政策内容及び課題を以下のように示している。

区分	領域	主な内容・課題	特徴
1 段階 (1996～2000)	・教育情報化における基盤構築 ・教育情報の資料開発・普及 ・情報技術活用教育の強化 ・教育行政の情報化 ・学術、研究情報における基盤の高度化	・教育の情報化事業推進のための安定的な基盤を構築 (KERIS、EDUNET、RISS) ・世界水準を目指す教育の情報化 ・全学校へのインフラ普及を完了	・最初の教育の情報化における総合計画 ・情報化促進の基本計画と連携
2 段階 (2001～2005)	・知識基盤社会における対処能力の育成 ・創造的な産業人材の育成 ・ともに創る情報文化 ・総合的な支援体制の構築	・ICT 活用授業の定着 ・e-Learning の普遍化 (サイバー家庭学習 など) ・NEIS の開通 ・NEIS の高度化 → 教育行政の効率化 ・学術情報の流通体系の高度化	・平生教育、健全な情報文化を含む ・教育情報化の指標を開発
3 段階 (2006～2010)	・e 教授学習/e 平生学習の革新体制を構築 ・e 教育安全ネットワーク、知識管理の体制を構築 ・e-Learning の世界化及び u-Learning の基盤を構築	・ICT 活用教育の活性化 ・教育の全領域における情報化 ・EDUFIN の開通 ・e-Learning の世界化及び国際交流の拡大	・e-Learning の世界化、成果管理を含む ・情報化事業の地方への移譲

	・e 教育行政の支援体制構築 ・教育情報化の成果と質の管理		
4 段階 (2011～ 2013)	・創意的なデジタル人材の養成 ・先進 R&D 力量の強化 ・疎通と融合の情報化 ・教育科学技術の情報インフラを助成	・スマート教育の導入、適用 ・未来教育の研究、モデル運用 ・業務管理、EDS サービス ・幼児教育の情報化 ・次世代 NEIS の開通	・教育部、科学技術部の統合における時期・範囲の設定 ・教育と科学分野の統合計画を樹立
	(スマート教育の推進戦略) ・デジタル教科書の開発、適用 ・オンライン授業及び評価の活性化 ・教育コンテンツを自由に利用できる環境の構築 ・教員のスマート教育の実践力量を強化	・デジタル教科書導入のための制度整備及びモデル開発 ・オンライン授業実施 ・教育著作物の利用著作権を解決 ・教員の力量強化 ・クラウド(Cloud)教育サービスの基盤を醸成	・範囲の拡大：教育体制の変化 初等・中等教育に限定
5 段階 (2014～ 2018)	・個々人の能力に応じた適応型学習(맞춤형 학습)の支援体制を構築(幼児・初等・中等教育) ・能力中心社会の具現化(高等教育) ・学習と仕事を連携した平生職業教育 ・ともに配慮する教育福祉 ・健全なサイバー文化	・創意的な教授・学習活動のための支援体制を構築 ・学術情報の共有体制を高度化 ・オンライン平生学習体制の構築 ・社会的配慮及び情報格差の解消 ・教育行財政のインフラ運営高度化	・ソフトウェア教育の強化 ・e-Learning 海外進出 ・公共情報の活用基盤を助成 ・教育安全情報を構築 ・ICT 融合政策

(韓国教育学術情報院、教育情報化白書、2015 年、pp. 56-57、表-1「1～5 段階教育情報化の基本計画及び主な内容」を基に翻訳・作成)

以上のように、韓国における「教育の情報化」は、主に「コンピュータ教育」から授業方法の多様化や校務の効率化を目指す「ICT 活用教育」へ発展し、また「スマート教育」の導入を機に、公教育の枠を超えた「学習環境の整備」が重視されるようになった。

さらに、近年にいたっては人間の思考を、コンピュータが果たす問題解決型のように適応させていく「ソフトウェア学習」が推進され、個々人の個性や適性に応じた「適応型学習(맞춤형 학습)」が強調されるようになった。これは、ただ児童・生徒だけではなく、全国民の意識転換からなる「能

力中心社会」を目指すものとして、「平生教育(または、平生学習)」の領域においても求められている⁽³⁾。次章では、このような「政策変化」の流れを念頭におき、「教育の情報化」をめぐる主な先行研究の動向を検討する。

Ⅲ 先行研究の動向

本章では、「教育の情報化」に関する韓国国内の先行研究を当時の政治的・社会的状況とともに検討し、現在にいたるまでの動向を把握する。関連

する先行研究としては、主に RISS(韓国学術研究情報サービス)及び韓国国会電子図書館から提供される博士学位論文と学術記事を参考にした。

1. 教育における「情報化」の登場

周知のように、韓国では 1980 年代の軍部政権のもとで、主に「国家安保」及び「経済成長」が国家的な課題として取り上げられていた。しかし、1990 年代に入ってから、「文民政府」が発足することにつれ、「国家の情報化」が以前より強調されるようになった⁽⁴⁾。

当時の金永三大統領は、いわゆる「教育大統領」と呼ばれるほど、「教育改革」の展開を積極的に推進し、「人間教育」、「教科の多様化」、「大学の自律化」などの政策を打ち出した。また、早くも「人的資源の共同開発のためのアジア太平洋経済協力体(APEC)における教育財団の活性化」を強調しつつ「教育における世界化」にも力を入れはじめた。⁽⁵⁾韓国では、既に 1970 年代から学校における「コンピュータ活用教育」が実施されていたが、「教育の情報化」という用語が使用されるようになったのは、この時期(90 年代半ば)からである。

教育の情報化は、その後、「国民の政府」の発足(1998 年)とともに公教育における「教育機会の均等」を目的とする重要な手段としてより強調されていった。この時期は、KERIS を中心に教育の情報化における海外の先進事例が紹介され、政策実施に対する期待が高まっていく一方で、「教育」と「情報化」という異なる概念をどのように「統合」していくか、また政策がもたらす課題をいかに解決していくかといった問題意識から、情報化政策の実施による「環境の変化」、「認識の変化」を論じる研究もなされていた。

たとえば、チョオクジュン(2001)⁽⁶⁾は、「学校(組織)」を「教員と児童・生徒の関係、教員の役割、授業媒体に対する教員の考え方、教育活動を見る多様な視点などが複雑に絡んでいる社会的空間」として定義し、「教育の情報化」は、ただ「物理的な変化」を意味するものではなく、「組織や周辺環境、ひいては個人の考え方自体」を変化させる「根本的な変化体系である」と述べ、それを「一つの教育パラダイムの転換」としてみなしている。また、その実質的な担い手を「教員」に限定し、

政策と現実との乖離を把握することによって、政策の実施過程における教員の認識及び受け入れ方の重要性を論じた。

このように「教員」を主な対象としてその現状や課題を把握する研究は、その後、教員の業務負担の減少を目的とした「校務の情報化」政策が推進されることによって、より活発になる。

2. 「校務の情報化」の推進

2002 年から「業務処理方式の改編を通じた教員の業務軽減」及び「教育行政業務の効率的な処理と透明性の向上」を目的に、「全国教育行政情報システム(National Education Information System、以下、NEIS)」が導入⁽⁷⁾されることにつれ、教員の勤務実態や業務負担に関する研究、または NEIS システムの問題点や課題に関する研究が多くなされるようになった⁽⁸⁾。

(1) 教員の「脱専門化」

上述したように、それ以前からも、教員を対象として情報化政策に対する認識や評価を検討する研究は多くなされてきたが、この時期からは、教員が持つ「専門性」に注目し、学校現場における「校務の情報化」が教員の「脱専門化」をもたらす原因になりうることが指摘されるようになった。

たとえば、チェユンジン(2005)⁽⁹⁾は、従来の「教育情報化」に関する研究は、教育工学の領域を中心になされてきており、情報通信技術による「教育の効率性」にその焦点が当てられていたため、「技術的・実践的」側面のみ論じられてきたと述べている。換言すると、多くの先行研究は「学校現場に情報通信技術を導入することによって、教育の効率化が実現され、教員の専門性も確保できる」という認識が前提となっており、新しい情報技術をいかに「適用させるか」という問題意識が中心であることを指摘し、教育の情報化が持つ「本来の目的」からはずれ、現場において混乱や課題を起こす可能性があることに注目する必要があると述べている。

また、チェソンガン(2013)⁽¹⁰⁾は、複数教員へのインタビュー調査を通じて、「校務の情報化」が業務処理にかかる時間の短縮をもたらし、その効率化は実現できたものの、それと同時に業務の成果物に対する要求や評価も厳しくなったため、実際

に学校現場において教員が感じる業務負担量は増えていると指摘した。さらに、多様な教育方法への社会的ニーズも高まり、教員自身の「教職の専門性」に対する認識自体が変化しつつあると述べている。

以上のような先行研究は、以前のそれと比べ、「教育の情報化」がもたらす「逆機能」に焦点を当て、教員がもつ「専門性」の概念を用い、より批判的な立場からその実態を論じている点に意義があると思われる。

(2)「政策過程」への注目

一方で、よりマクロな視点から、その政策過程に注目し「関連する諸アクターにおける相互作用が政策内容や目的の変更にいかなる影響を及ぼすのか」というメカニズムを対象とする研究もなされてきた。

たとえば、チェホンスン(2003)⁽¹¹⁾は、「ジレンマ理論」の視点から、NEIS 政策過程を「効率性」及び「個人情報価値」という二つの理念から説明した。ジレンマ理論によると、非常に難しい政策決定や社会的に葛藤を起こす可能性が高い政策決定は、例外なく「ジレンマ的要素」が内在しており、一般的にこのようなジレンマ状況を解決するうえで、政府の対応は、非合理的または一貫性のない方向性に進む恐れがある。

筆者は、このような観点から、NEIS 政策におけるジレンマ状況の発生要因とかかわる諸アクターの影響力を分析し、韓国政府の政策対応の方式とその結果を検討している。そこで、当時、教育部(当時、教育人的資源部)における内部分裂は、NEIS に反対する団体・組織との交渉において対応能力の不在をもたらし、その結果、国民の政府に対する不信感が高まるきっかけになったと述べる。

この点、キムトクグン(2006)⁽¹²⁾も、NEIS 政策の形成過程に焦点を当て、それに参与していた利益集団の影響力を比較している。そこで、同政策は、教育部によって最終的に政策決定がなされていたものの、実質的には多様なアクター間相互作用を通じて作り上げられたものであると述べ、従来の「国家中心的」な教育政策とはその性格を異にすると論じている。

さらに、キムオックイル(2008)⁽¹³⁾は、「政策ネットワーク」の分析枠組みを用い、教育情報化の政

策過程における「変化要因」として、外部の不安定な「環境的要因」とともに、「政策ネットワークの変化」を取り上げた。筆者は、政府型の「閉鎖的ネットワーク」が、時間が経つことにつれ、多様な参加者による「開放的なネットワーク」に変化したという。そのため、政策の主導権を持っていた教育部には、多元的なアクターとの交渉が必要となり、結果的に最初取り上げていた NEIS 政策の内容を最終段階で完全に反映することができず、その目的達成に失敗したと論じている。

このような研究は、学校現場の実態や教員の現状認識の把握を中心とするミクロな視点ではなく、その政策過程の全体像まで視野にいれ、よりマクロな視点を提供している。そこで、教育の情報化をめぐる「政策の変動」をただ「環境的要因」によるものとして説明してきた従来の研究に対し、政策過程における「政策ネットワーク」に焦点を当て、アクターの力関係や相互作用といった「内部的要因」の影響力を明らかにしている点に意義があると考ええる。

3.「スマート教育」の推進

(1)概念をめぐる議論

先述したように、韓国における「教育の情報化」政策は2011年から、「スマート教育」の名のもとで推進されるようになる。教育部は「スマート教育」の概念について、「21世紀の知識情報化社会の中で要求される新しい教育方法(pedagogy)、教育課程(Curriculum)、評価(Assessment)、教員(Teacher)など、教育体制全般における変化を導くための知能型教授—学習支援体制。最適な通信環境を基盤とし、人間を中心とするソーシャル・ラーニング social learning と適応型(맞춤형)学習(adaptive learning)を連携した学習形態」(当時、教育科学技術部 2011)のように定義づけている。

より詳しく解釈すると、以下の通りである。

S (Self-Directed)	自己主導的な学習形態。児童・生徒は一方的な知識の需要者ではなく、その「生産者」であり、教員は「学習助力者」、「メンター」の役割を果たす。
M (Motivated)	モチベーションの向上を意味

	し、定型化された教科知識中心の学習ではなく、「体験」を基調に、知識を「再構成」する学習方式として、創意的な問題解決と過程中心の評価を目指す。
A (Adaptive)	「受容可能」な融通が利く教育体制を提供し、個々人の水準や適性に応じた学習として「個別化」、「適応型」学習を支援する。
R (Resource Free・Resource enriched)	クラウド教育サービスを基盤に、豊かなコンテンツを自由に活用でき、SNSを通じた「集団の知性」、「ソーシャル・ラーニング」及び国内外の学習資源を共同で活用する「協力学習方式」を意味する。
T (Technology Embedded)	情報通信技術の導入を通して、「いつでも、どこでも」学習が可能となり、多様な授業方式及び児童・生徒の「学習選択権」が保障される学習方式を意味する。

(イジェリム「スマート教育運営のための学校空間構成に関する研究 (스마트교육 운영을 위한 학교공간 구성에 관한 연구)=A Study on Plan of School Space for Smart Education Operating)」教育政策研究、Vol1、2014 年を基に翻訳・作成)

以上のように「スマート教育」はそれ自体、非常に抽象的な意味を含む概念であり、場合によっては、「新しい技術や機械を通じた教育内容及び方法の変化」、「未来社会が要求する人間像の変化を目指す教育価値」、「学習者が自らソーシャルネットワークを活用し、自分自身の教育的ニーズを高めていく学習形態」⁽¹⁴⁾など、その解釈が混乱してしまう恐れがある。キムサンヨン(2012)⁽¹⁵⁾は、現在、韓国における「スマート教育(または、スマート・ラーニング)」そのものに対する定義が不明確であり、学術用語として定着されていない状況を指摘している。

しかし、「個々人が自由に学習できる環境」を前

提に、児童・生徒を「学習主体」として捉えている点は共通していると言える。つまり、「スマート教育」は従来の「コンピュータ教育」や「ICT 活用教育」と比べ、個人の「自由」や「選択」をより尊重する概念であり、「教員中心の学習」から「児童・生徒中心の学習」への転換を意味する。

(2)「デジタル教科書」の導入

教育部が「スマート教育」の推進における主要課題として「オンライン授業」とともに取り上げてきたのは、「デジタル教科書」の導入である。教育部は、「2015 改訂教育課程」を通じ、「2018 年からすべての小・中学校にデジタル教科書を導入する」計画を発表した(2016 年 8 月)。

その導入背景としては、「内容的側面」から、既存の紙ベースの教科書と比べ、豊富なコンテンツの活用と個別的な学習活動が展開できる点、また教育課程における様々な変化に対し、より柔軟な対応ができる点などがあげられる。

ジョングアンフン(2014)⁽¹⁶⁾は、デジタル教科書の導入をめぐる政策過程において、その対象や範囲が頻繁に変化していたことに注目し、政策変動への影響要因を明らかにしている。筆者によると、政策導入の初期段階においては、政府の強いリーダーシップによる迅速な政策決定・推進が行われていたが、時間がたつことにつれ、「教育の情報化」に対する政府官僚たちの理解が深まると同時に、デジタル教科書自体に対する教育的期待や問題意識が高まり、その結果、長時間にわたって政策をめぐる「理解調整」が必要になってきた。

筆者は、それが政策変動に影響する主要因であったと述べており、政策変動研究における理論的な理解の必要性とともに、「教育政策」の特性を考慮しつつ、その変動過程に影響する要因を具体的に明らかにしていくことの重要性を述べている。

「デジタル教科書」は、新しい授業媒体の導入といった「方法的側面」の変化だけではなく、教科書開発や供給とかわる国の「教科書制度」自体の変化を意味する点から、その政策過程において、いかなる葛藤や妥協が存在していたのかに関する厳密な検討が必要であると考えられる。

4. 韓国型「e-Learning」の発信

近年、教育の情報化をめぐる研究は、教育情報

化の「世界化」という文脈の中で行われつつある。教育部(当時、教育科学技術部)は、2006 年から国家間の教育情報格差の解消を目標に、「韓国型 e-Learning の世界化」を主軸とする ODA(Official Development Assistance)事業を展開しており、アジア、アフリカ、南米などの開発途上国を対象に、ICT 活用のための教員招聘研修、教育情報化におけるコンサルティング、e-Learning の国際博覧会などを開催している。

このような動きとともに、先行研究においても一定の変化がみられるようになり、「情報化社会」における「技術活用」の問題を主に自国の「経済成長」のための手段として認識してきた点が指摘され、国家間の教育情報格差の解消を通し、より持続的な社会経済的發展を目指すことが求められつつある。⁽¹⁷⁾このような視点から、ICT 教育を国際協力事業における戦略的な手段として捉え、その可能性を論じる研究がなされるようになった。

たとえば、イムジンホ(2012)⁽¹⁸⁾は、教育分野における国際連携のためには「ICT の活用」が必須要素であると述べ、現地の社会的事情を十分考慮したうえで、ICT 活用のノウハウを発信していく必要があると論じている。

筆者は具体的な方案として、現地の「知識発展段階」に適応した事業を発掘するために、その国の「知識(教育)発展段階」における「評価指標」を開発し、それに合わせた「ICT 活用教育」が提示できるような「戦略枠(Framework)」を提供することを提案している。それとともに、現地の専門性を積極的に活用し、実情に基づいた情報を収集すること、ICT 活用教育を単独に実施するより、教育政策、教員研修、教授法、教育課程、評価、学校組織と有機的に統合・連携した SWAp(Sector-Wide Approaches)型事業として展開していく必要があること、などを進めている。

また、イヒョンア(2013)⁽¹⁹⁾は、韓国の教育文化及び e-Learning 事業の海外進出に対する国内外の要求が高まっており、e-Learning の先導国として、その経験とノウハウを世界と共有していく必要があると述べている。

そこで、韓国の教育の情報化に関する政策過程を「展開期(1981~1994)」「跳躍期(1995~2000)」「拡散期(2001~2006)」に分け、各時期別におい

て展開された主な事業を取り上げ、分析・検討するとともに、それにおける「民・官・産・学」の連携及び総合的な研究推進が望まれると指摘している。韓国の産業通商資源部(e-Learning 振興委員会)は、e-Learning 企業の海外進出の拡大を支援し、e-Learning 産業における市場創出を促進する内容を含めた「第3次 e-Learning 産業の発展及び活用促進基本計画(2017~2019)」を発表しており、今度、この領域における研究はさらに進んでいくことが予想される。

IV おわりに

本稿では、韓国の「教育の情報化」をめぐる政策の展開を概観した上で、それに関する主な先行研究の動向を把握してきた。その結果、教育情報化に関する政策の領域が学校システム、ひいては、社会システム全般に至るようになったことにつれ、研究の対象もただ学校(組織)だけではなく、政策過程における政治的アクターや海外との連携事業などに広がり、またそれに対する視点も多様になりつつあることが読み取れる。

しかし、教育における「情報化」が導入されるようになった歴史的背景に関しては、いずれも単純な事実記述にとどまっており、そもそも「教育の情報化」が目指す教育理念(教育目的)とは何かに対し、十分な検討がなされていないまま、研究が蓄積されている。特に、それ以前「視聴覚教育」として推進されてきた「学校コンピュータ教育」が1990年代を起点に「教育の情報化」という一つの「教育理念」として発展した背景に関しては、より検討をすすめていく必要がある。

たとえば、キムジヒ(2004)は、1980年代から設置されるようになった大統領直属諮問機関の「教育改革推進機構」⁽²⁰⁾に注目し、その「存在意義」を述べながら、教育改革を立案する一つの体系(system)として、教育改革の実質的な担い手になっていると指摘した。特に、その中でも「教育改革委員会(1994~1998)」に関しては、韓国の教育における既存パラダイムを大きく変化させたと評価している⁽²¹⁾。

実際に、当時の金永井大統領の直属諮問機関として設置された「教育改革委員会」は「世界化・

情報化時代を主導する新教育体制の樹立のための教育改革法案」を引き続き発表し「学習権」「英才教育」「教育の情報化」という概念を主軸とする「第3次教育改革」の展開において重要な役割を果たしていた⁽²²⁾。

「教育の情報化」に関する研究においても、主に90年代における一定の政治的文脈及び「韓国型大統領制」の特性を念頭にいれつつ、政策過程に影響していたと予想される各組織が「教育政策及び教育制度」に対してどのような変化をもたらしてきたのか、そのメカニズムを対象に研究を進めていく必要がある。

最後に、政策対象や内容が「教育」ではない「学習」を指すようになることにより、多くの研究において「教育」と「学習」の概念が混在化している。市川(1980)によると、「学習」はすべての生物有機体の生存と進化にとって不可欠な属性を指す概念であるが、これに対し「教育」は、少なくとも意図的に作り出された状況に限定されるものとして、目的に基づいて制度化ないしは構造化された学習を意味する⁽²³⁾。

この点、教育の情報化における「学習」の意味をどのように捉えていけばいいのか、より慎重に考察していくことが求められると言える。

【注・参考文献】

(1)韓国における「学校教育の情報化政策」は、主に「教員の力量向上」のための政策、「学校教育の知識情報インフラを高度化」するための政策、「初等・中等教育の情報化政策の成果を分析」するための評価事業などの方向性で進められてきた。(李禧承「韓国の学校教育におけるICT教育の現状－コンピュータ教科書の分析を通して－」教育方法学研究16、2009年、107-129頁)

(2)教育及び学術研究の情報化を通し国家教育の発展に寄与することを目的に、1994年設立された教育部管轄の政府組織である。

(3)教育部は2013年9月、「第3次平生教育振興基本計画」の推進課題として、「国家と地域の連携及び協力に基づいた平生教育の推進体系」を完成することを目的に、「オンライン平生学習支援体制」

を構築する方針を発表した。具体的には、時間と空間に制約を受けない「スマート平生学習の総合伝達体系」を通して、「適応型平生教育の機会」を提供することを目的とする。

(4)韓国では1990年代に入ってから、それまで中央集権的に決定されてきた教育に関する事項が地方分権の改革によって政策的・制度的にドラステックな動きを見せるようになった。(小島優生「韓国における教育改革－「自律的学校経営」と「教育自治」－」東京大学大学院教育学研究科教育行政学研究室紀要第22号、2003年、65-72頁)

(5)ハンギョレ新聞(1996/11/26)

(6)チョクジュン「教育情報化政策に対する教員の認識：一般系高等学校を中心に(교육정보화 정책에 대한 교사들의 인식 : 일반계 고등학교를 중심으로) = A Study on understanding of teachers on the Use of Information Technology in Education」中央大学校大学院、博士学位論文、2001年。

(7)NEISは、1997年から運用されていた「学校統合情報管理システム(School information Management System)」をアップグレードしたシステムである。

(8)この時期は、政府による国民の政治参加が助長され、国家機関のホームページなどを通じて、国民が直接政策過程に対し意見を発信できる環境が整っていくようになった。

(9)チュンジン「初等学校教員の脱専門化の問題意識と情報通信技術に対する受容態度との関係(초등학교 교사의 탈전문화 문제의식과 정보통신기술 수용태도와의 관계) = (A) study on the relationship between teacher's awareness of the de-professionalization and attitudes towards the use of ICT(information and communication technology) in elementary school」梨花女子大学校大学院、博士学位論文、2005年。

(10)チェソンガン「教員が認識する学校教育現場の変化とその原因：韓国教育政策との関連(교사들이 인식하는 학교교육 현장의 변화와 그 원인 : 한국 교육정책과의 관련)」全南大学校大学院、博士学位論文、2013年。

(11) チェホンスン「ジレンマ理論からみる政策過程に関する研究：教育行政情報システム(NEIS)政策事例を通して(딜레마 이론에 입각한 정책과정에 관한 연구 : 교육행정정보시스템 정책 사례) = (A) study on The Policy process based Dilemma Theory : A case of National Education Information System(NEIS) Policy」京機大学校大学院、博士学位論文、2003 年。

(12) キムトクグン「教育政策形成過程における主要利益集団の形態分析：教育行政情報システム政策事例を中心に(교육정책 형성과정에 나타난 주요 이익집단들의 행태 분석 : 교육행정정보시스템 정책 사례를 중심으로) = Analysis on the Behaviors of Major Interest Groups in the Educational Policy Formulation Process : Focused on the Case of NEIS Policy」高麗大学校大学院、博士学位論文、2006 年。

(13) キムオックイル「政策ネットワークの変化と政策変動に関する研究：教育行政情報システム(NEIS)事業を中心に(정책네트워크 변화와 정책변동에 관한 연구 : NEIS 사업을 중심으로)」カトリック大学校大学院、博士学位論文、2008 年。

(14) キムサンヨン「スマート教育導入及び活用に対する教員の認識の促進条件研究(스마트 교육 도입 및 활용에 대한 교사 인식 촉진 조건 연구)」成均館大学校大学院、博士学位論文、2012 年。

(15) 同上。

(16) ジョングァンフン「デジタル教科書の政策影響要因に関する研究(디지털교과서 정책 영향 요인에 관한 연구)」高麗大学校大学院、博士学位論文、2014 年。

(17) パクジウォン「ICT 活用教育と社会経済的発展の論議(ICT 활용 교육과 사회경제적발전)」情報通信政策、No. 23、2008 年。

(18) イムジンホ「国際協力事業における ICT 活用教育の戦略的接近方案(국제협력사업에서 ICT 활용 교육의 전략적 접근 방안)」韓国教育開発院、2012 年。

(19) イヒョンア「韓国教育情報化過程における民・官・産・学の相互作用の分析：開発途上国の国際教育協力コンサルティングの観点を中心に(한국 교육정보화 과정에 나타난 민·관·산·학 상호작용 분석 : 개발도상국 국제교육협력

컨설팅 관점에서)」釜山大学校大学院、博士学位論文、2013 年。

(20) 1980 年代以降における教育改革推進機構としては、「教育改革審議会(1985-1987)」、「大統領教育政策諮問会議(1989-1993)」、「教育改革委員会(1994-1998)」、「新教育共同体委員会(1998-2000)」、「教育人的資源政策委員会(2000-2003)」、「教育革新委員会(2003-2008)」等がある。

(21) キムジヒ「教育改革推進機構評価(1994-2003)：参与人事の認識を中心に(교육개혁추진기구평가(1994-2003) : 참여인사의 인식을 중심으로)」弘益大学校大学院、博士学位論文、2004 年。

(22) 鄭廣姫「韓国の教育改革と教育三法(特集 2：諸外国における教育に関する基本法・根本法と教育政策)」日本教育政策学会年報(10)、2003 年、50-66 頁。

(23) 市川昭午「生涯教育と教育の機会均等」教育社会学研究第 35 集、1980 年、30 頁。